

理事の職務権限規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会（以下「本会」という。）の定款第20条に基づき、本会の理事の職務権限を定め、公益法人としての業務の適切性の確保、並びに効率的な執行を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、理事とは、理事並びに代表理事たる会長及び副会長をいう。

(法令等の順守)

第3条 理事は、法令、定款及び本会が定める規範、規程等を順守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定める本会の目的・事業を遂行しなければならない。

(理事)

第4条 理事は、理事会を組織し、法令及び定款の定めるところにより、本会の業務の執行の決定に参画する。

(会長及び副会長の選定)

第5条 代表理事のうち、1名を会長とし、2名を副会長とする。

(会長)

第6条 会長の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 代表理事として本会を代表し、その業務を執行する。
- (2) 理事会を招集し、議長としてこれを主宰する。
- (3) 毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(副会長)

第7条 副会長の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 会長を補佐し、本会の業務を執行する。
- (2) 業務執行理事の監督
- (3) 会長に事故あるとき又は欠けたときは、代表理事である副会長は会長の職務を執行する。
- (4) 毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(業務執行理事)

第8条 業務執行理事の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

組織規程に基づく、組織（本部・支部）運営に関する業務の執行

(代行順序の決定)

第9条 前条に規定する順序については、会長代行順位基準に定める。

(細則)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

(改 廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(附 則) この規程は、2020年6月13日から施行する。

(別表) 理事の職務権限表

項目	職務権限			備考
	代表理事 ・会長	代表理事 ・副会長	業務執行理事	
役割	◎代表理事として当法人を代表し、その業務を執行 ◎理事会を招集し、議長として主宰	◎代表理事として会長を必要に応じ代行、本会の業務を分担執行 ◎会長の事故時等の職務執行	◎業務執行理事として本会の業務を分担執行	
事業全体統括・指揮	法人全体の統括・指揮、全体方針、事業計画・予算、事業報告・決算各案の確認・決定	事務局業務執行の検証・監督、評議員会・理事会 対応、全体方針、事業計画・予算、事業報告・決算各案の策定	—	
渉外一般	本会の代表として行う	分担執行の代表として及び日常業務での折衝	左記以外で代理として必要な場合及び日常業務での折衝	
内部統制	重要事項を承認・監督し、統括する	◎左記以外の承認・監督 ◎事務局業務の監督・統括 ◎職員の人事・考課実施	事務局業務の監督・統括補佐	◎会長、副会長の補佐は総務・会員活動担当理事 ◎左記以外の承認・監督は各担当理事
対外的会合	当法人の代表として必要な場合	左記以外で代表として必要な場合	—	左記以外で代理として必要な場合は各担当理事
事業全体統括・指揮				
中長期戦略策定	基本方針の確定、理事会承認取付	基本方針策定	—	基本方針案策定は各担当理事
年度事業計画・予算策定・予算執行	年度予算策ならびに執行責任者	年度予算案策定統括ならびに執行	年度予算案策定統括補佐ならびに執行補佐	年度予算案策定は各担当理事
年度事業報告・計算書類	事業報告・決算書類の確定	事業報告・決算書類策定	事業報告・決算書類策定補佐	事業報告・決算書類案策定は各担当理事
理事会	主宰および報告	主宰および報告	—	補助報告者は総務・会員活動担当理事
個別渉外				
対外的提言活動	法人の代表として必要時	統括主管	—	統括主管補佐は提言委員長
対公官庁対応	法人の代表として必要時	統括主管	統括主管補佐	

項目	職務権限			備考
	代表理事 ・会長	代表理事 ・副会長	業務執行理事	
対会員対応	法人の代表として必要時	統括主管	統括主管補佐	
対メディア	法人の代表として必要時	統括主管	—	統括主管補佐は広報委員会担当理事
弁護士・税理士等	法人の代表として必要時	統括主管	統括主管補佐	
金融機関	法人の代表として必要時	法人の代表として必要時	統括主管	
他団体ネットワーク 関連	法人の代表として必要時	法人の代表として必要時	統括主管	
内部統制・マネジメント				
業務執行会議	—	主宰および報告	主宰および報告補佐	
コンプライアンス委員会	—	主宰および報告	—	主宰および報告補佐は総務・会員活動委員会担当理事
本部委員会	必要に応じ統括主管	統括主管	—	主管は各担当理事
消費生活研究所	統括主管	統括主管補佐	—	主管は消費生活研究所長
支部委員会	必要に応じ統括主管	統括主管	—	主管は各担当理事
訴訟の当事者となる 事象	統括主管	統括主管補佐	—	
日常業務事項				
稟議書決裁	統括主管	統括主管	—	統括主管補佐は総務・会員活動委員会担当理事
経費支出決裁	必要に応じ統括主管	統括主管	統括主管補佐 (30万円以下)	
外部書面契約に伴う 支出	必要に応じ統括主管	統括主管	統括主管補佐	
押印簿承認	必要に応じ統括主管	統括主管	統括主管	
重要な職員採用・任命	統括主管	統括主管補佐	統括主管補佐	
職員関連教育及び研修	必要に応じ統括主管	必要に応じ統括主管	統括主管	
役員含む厚生福祉に関する事項	統括主管	必要に応じ統括主管	統括主管補佐	
金融機関口座設定及び 廃止	統括主管	必要に応じ統括主管	統括主管補佐	
事務局職員および事務局 臨時雇用職員の労務管理			統括主管	
対外的公的文書発信				
●特に重要なもの	統括主管	統括主管補佐	—	
●その他	—	必要に応じ統括主管	統括主管	統括主管補佐は総務・会員活動委員会担当理事

項目	職務権限			備考
	代表理事 ・会長	代表理事 ・副会長	業務執行理事	
機関紙発行（本部）	必要に応じ統括主管	統括主管	—	主管は広報委員会担 当理事
機関紙発行（支部）	—	—	—	統括主管は支部長、主管 は支部広報委員長